

総基料第203号
平成14年8月2日

東日本電信電話株式会社
代表取締役社長 三浦 惺 殿

総務省 総合通信基盤局長
鍋 倉 真

DSLサービス及び光サービス関連のOSSの開放について

標記については、平成14年2月13日に情報通信審議会から総務省に対して「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての第二次答申」において、研究会を開催することにより検討することが必要である旨提言されたところである。

総務省では、平成14年2月21日に「IT時代の接続ルールに関する研究会（座長：酒井 善則 東京工業大学教授）」を立上げ、OSSの開放について関係事業者からのヒアリング等を行うことにより検討を進めてきたところである。

これに関して、平成14年7月23日に上記研究会より報告書が公表され、別添のとおり、提言されているところ、貴社においては、速やかに下記に述べる必要な事項について関係事業者と協議を行い、接続約款の変更等、所要の措置を講じられたい。

記

1. DSLサービス関連

(1) 適合性確認結果通知の自動化

適合性確認の結果、手作業での確認が不要である場合にはその結果通知の自動化を行い、また手作業で確認作業を行っているもののうち共用不可サービスについては結果通知への自動付加を行い、適合性確認の申込みから結果通知までの期間を短縮すること。

(2) 名義人の開示の自動化

貴社自身がIP通信網サービス契約約款に基づいてDSLサービス（利用

2. 光サービス関連等

(1) 中継系光ファイバの具体的な増設工事時期の情報の開示

中継系光ファイバの増設工事時期については、その増設計画が明確となつた時点において、更に詳細に年月で開示すること。

(2) 中継系光ファイバの接続待ち回線数情報の開示

中継系光ファイバについて、自身の申込みよりも前にどの程度の接続事業者の申込んだ回線数が提供不可となっているかという情報について現在接続事業者に開示されていないため、これを開示すること。

(3) 増床等の具体的な計画の情報の開示

機械室の増床等を行う計画がある場合には、この情報をウェブ上で開示すること。

(4) 加入者系光ファイバの納期概算期間情報の開示

加入者系光ファイバについて、指定したビル、エリア等における納期概算期間情報を接続事業者に開示すること。この際、開示する情報は、貴社が社内OSSを構築することにより照会することとしている情報と同等のものとすること。

(5) 加入者系光ファイバの工事の進捗状況の開示

加入者系光ファイバの工事の進捗状況については、少なくとも貴社において管理している情報を開示すること。具体的にどのような項目を開示するかについては、接続事業者との間で引き続き検討を行い、OSSとして開放すること。

(6) ケーブルルート情報

セキュリティ上の問題が生じるおそれがある具体的なケーブルルート情報の開示は困難であるとしても、複数のケーブルルートの有無については、セキュリティ上の問題が生じないと考えられるため、個別要望に対してこれを回答すること。

(7) 設計資料の提供時期の更なる早期化

接続事業者の迅速な役務提供に資するため、設計資料の提供時期を現在よりも更に早期化すること。

(8) 加入者系光ファイバの線路長・コネクタ数の情報

加入者系光ファイバの線路長・コネクタ数の情報については、接続事業者からの個別の問合せに対し回答すること。

(9) 今後における光ファイバ関連のOSSの構築

今後、貴社内のOSSを構築する際には、接続事業者の意見も踏まえ、接続事業者も利用可能な効率的なOSSを構築するとともに、システムの構築に当たっては、接続事業者と貴社との同等性の観点を考慮すること。

3. 費用負担について

上記1、2において述べたOSSの開放に係る費用については、次の考え方に基づいて負担等行うこと。

(1) OSSの開放に係るシステムの開発費等の負担については、その開放するOSSの機能がどのように利用されるか精査し、貴社及びNTT西日本も含めた受益者負担を原則とすること。また、現在行っているOSSの開放の際の費用負担の考え方も考慮すること。

(2) OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとっても重要な情報であり、透明性を確保する観点から、貴社は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行うこと。なお、システム開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法に関する情報について、開示できない場合には、具体的にその理由を付して接続事業者に示すこと。

「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書（抜粋）

D S Lサービス関連

ア OSSの開放について前向きに検討すべきもの

① 適合性確認結果通知の自動化

電話重複型のD S Lサービスの提供に際しては、ユーザは接続事業者のD S Lサービス及びN T T東日本・西日本のD S L等接続専用サービス（利用回線型サービスに限る。）に申込みを行う必要があるが、通常、後者の申込みについては接続事業者がユーザに代行して申込みを行っているところである。

この後者の申込みについて、接続事業者は、受付システム用端末からインターネット経由でN T T東日本・西日本にD S Lサービスを受けるための適合性確認を申し込むこととなる。この申込みを受けると、N T T東日本・西日本においては、受付システムと顧客データベース及び設備データベースを連携させることにより、必要なデータを収集・自動照合し、提供可否の結果をインターネット経由で通知している。

適合性確認に必要な情報のうち、回線毎の光収容情報やI/A同番移行可否情報については、既にウェブ上で開示されており、接続事業者はこれを直接閲覧することが可能となっているが、実際の申込みにおいてユーザが、名義人と別の氏名等で申込んだ場合やD S Lサービスと共用できないサービス（オフトーク、信号監視等）を利用している場合、光収容の場合、I S D Nに加入している場合、ドライカッパによるD S Lサービスの提供を申込んだ場合には、自動照合の結果は提供不可となり、その提供不可の部分の情報については別途手作業による確認作業を行って共用不可サービス名等を結果に入力（名義人情報については、氏名・住所等を知らせるのではなく、名義人が不一致であることのみを入力している。）した上で、提供不可の通知の際に接続事業者に通知されている。また、現状においては、自動照合の結果、提供可となっているものについても、その結果を接続事業者に通知するまでの間に、オペレータの作業が介在しており、適合性確認結果通知が自動化されていない（参考1参照）。

このため、接続事業者においては、適合性に関する確認の期間短縮のため、適合性に関する情報を自動的に開示してほしいとの要望がなされている。

適合性確認の結果、手作業での確認が不要である場合にはその結果通知の自動化を行い、また手作業で確認作業を行っているもののうち共用不可サービスについては結果通知への自動付加を行い、適合性確認の申込みから結果通知までの期間を短縮する必要がある（名義人の開示の自動化は②参照）。

② 名義人の開示の自動化

D S Lサービス申込みに当たっては、N T T東日本・西日本では、名義人とD S L等接続専用サービス（利用回線型サービスに限る。）のユーザの加入名義が一致することを求めており、現在、適合性確認の結果（自動照合の結果）、これが異なる場合には、別途確認作業（名義人の漢字の目視確認等）を行った上で、名義人不一致とだけ通知されている。この場合、接続事業者から再度ユーザに対し、名義人不一致として通知し、ユーザが名義人を正確に把握していないければ、N T T東日本・西日本の116に電話した上で、名義人確認を行い、改めて名義人の名義で申込みを行うこととなる。

接続事業者は、ユーザの手続の煩雑化を防ぐため、ウェブ上等でユーザに対し正確な名義情報を記載するよう注意喚起しているが、現在においても適合性確認の結果、約1割が名義人不一致となっている。

このため、接続事業者からは、名義人確認を省略すべきである、名義人以外の名義による申込みを認めるべきである、名義人不一致の場合その結果だけでなく名義人情報を接続事業者に開示すべきであるといった要望が寄せられている。

上述のとおり、ユーザが接続事業者にD S Lサービスを申し込んだ場合、当該サービスを受けるためにはN T T東日本・西日本と名義人との間でD S L等接続専用サービスの契約が必要であり、この申込みは、接続事業者経由で行われている。なお、D S Lサービスの提供に当たっては、N T T東日本・西日本の局舎内における開通工事（いわゆるジャンパ工事）を行う必要があるが、その工事費の請求書は名義人に指定された請求書送付先（以下「請求先」という。）に送付される。

名義人確認を省略することは、N T T東日本・西日本がD S L等接続専用サービスを受

ける人（契約者）の確認を行わないこととなることから、名義人確認を省略すべきとまでは考えることはできない。また、電話加入名義人以外の名義による申込みを可能とするには、NTT東日本・西日本は別途本人性の確認が必要となるということであるが、同様の理由から、これを否定することは困難である。

NTT東日本・西日本自身がIP通信網サービス契約約款に基づいてDSLサービス（利用回線型サービスに限る。）をユーザに提供する際、名義人不一致があった場合には、電話サービス契約約款に基づいて収集した名義人情報をを利用して、NTT東日本・西日本が直接ユーザに確認している。このため、名義人情報を接続事業者に開示すべきであるとの要望については、公正競争上の観点から、適合性確認の結果、名義人不一致の場合に、正しい名義人をして回答し、接続事業者において直接ユーザに対して本人性確認できるようになることが適当である。

この際、個人情報保護の観点から、NTT東日本・西日本の契約約款において、電話契約者名義情報を接続事業者に開示することがある旨規定し、さらに周知活動（NTT東日本・西日本の契約約款の公表、NTT東日本・西日本の支払請求書に同封される周知文書への記載）を行うことが必要である。ただし、開示しないでほしいとの意思を明確にしている名義人がいる場合には、開示しない方法を確保すべきである。

また、個人情報保護の観点から、NTT東日本・西日本から名義人情報の開示を受けた接続事業者については、ユーザに対して本人性確認を行う際の名義人情報の取扱い方法等に十分配慮することが求められる。なお、その際には、現在NTT東日本・西日本の営業窓口（116）で行っている本人性確認の方法（※）が参考になるものと考えられる。

※ 現在、NTT東日本・西日本においては、ユーザの本人性確認については、正しい名義人を知らせるのではなく、当該ユーザが述べた氏名が正しい名義人であるか否かを回答している。

③ 費用負担についての考え方

OSSの開放に係るシステムの開発費等の負担については、その開放するOSSの機能がどのように利用されるか精査し、NTT東日本・西日本も含めた受益者負担が原則と考えられる。また、現在行っているOSSの開放の際の費用負担の考え方も考慮することが必要である。

また、OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとって重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある。

エ 現在の業務フローを改善したり、開示情報の更新頻度や正確性の向上を行うというもの

② 局舎毎の局番情報の正確化・更新周期の短縮化

接続事業者は、DSLサービスを提供するためにDSLAMやスプリッタ等の設備をNTT東日本・西日本の局舎にコロケーションしており、その局舎毎に割り当てられている局番情報を参照することで、ユーザにサービス提供が可能かどうかを判定している。接続事業者にとっては、局舎毎の局番情報を正確に把握することは重要であり、事業者からの要望には、この情報の即時更新及び事業者への通知により、正確な情報を把握したいというものがあった。

局舎毎の局番情報については、既に開示されていることから新たにOSSの開示を行う必要性はないが、現在の業務フローを見直し、局番情報の正確性の向上や情報の更新周期の更なる短縮化等を行うことが必要である。

③ 既開示情報の更新周期の短縮化

NTT東日本・西日本においては、MDFの空き端子に関する情報、コロケーションの空き場所に関する情報、電話回線の光化情報、支店別アナログ・ISDN回線数、メタル線が完全に撤去されている収容局名、メタル線の撤去に関する情報等、既に情報開示が行われているものがあるが、接続事業者からは、これらの情報の更新を徹底してほしい、更新周期を更に短縮化してほしいとの要望があった。

これらのうち、MDFの空き端子に関する情報、コロケーションの空き場所に関する情報、電力設備の空き容量に関する情報の更新周期の短縮化については、既に総務省からNTT東日本・西日本に対し行政指導を行い、本年3月から、1ヶ月周期で更新されており、短縮化が図られている。電話回線の光化情報及び支店別アナログ・ISDN回線数につい

ては、現在、NTT東日本は1ヶ月、NTT西日本は3ヶ月周期で更新されている。メタル線の撤去に関する情報については、情報に変化が生じた場合に随時更新されている。開示情報の更新については、遅滞なく行うことが必要であり、また、現在、NTT西日本において3ヶ月周期で更新されている電話回線の光化情報及び支店別アナログ・ISDN回線数については、1ヶ月周期で更新を図っていくことが必要である。

光サービス関連

ア OSSの開放について前向きに検討すべきもの

① 中継系光ファイバの具体的な増設工事時期の情報の開示

現在、中継系光ファイバの増設工事時期については、ウェブ上において、年度の上期、下期の別で開示されているが、接続事業者からは、ユーザからの問い合わせに対応するため、工事の進捗状況についてより詳細な増設時期の開示を要望するものがあった。増設の工事時期についてはその増設計画が明確となった時点において、更に詳細に年月で開示することが適当と考えられる。

② 中継系光ファイバの接続待ち回線数情報の開示

中継系光ファイバについては、NTT東日本・西日本は、線路設備調査の申込みの回答において、提供可否（増設計画はあるが提供可能時期が未定の場合はその旨）を接続事業者に通知している。提供不可の回答を行った場合、今後増設計画が立てられたりすることにより、将来、提供が可能となることがあるが、現在、自身の申込みよりも前にどの程度の接続事業者の申込んだ回線数が提供不可となっているかは、接続事業者に開示されていない。

接続事業者にとっては、当該提供不可回線数情報は、ユーザから開通予定日の目安を尋ねられた際に対応するために有益な情報であり、提供不可回線数を管理しているNTT東日本においては、これを開示することが適当と考えられる。また、NTT西日本においては、提供不可回線数は管理していないが、これを管理し開示することが適当である。

③ 増床等の具体的な計画の情報の開示

光ファイバを利用したサービスの提供には、NTT東日本・西日本の局舎内におけるコロケーションのための場所が必要となる場合がある。コロケーションの空き情報については、現在、ウェブ上で情報開示がなされている。

しかしながら、これに加えて、将来、機械室の増床等を行う計画があれば、これを開示してほしいとの要望があり、NTT東日本・西日本において機械室の増床等を行う場合には、この情報についても開示を行っていく必要がある。

④ 加入者系光ファイバの納期概算期間情報の開示

現在、加入者系光ファイバについて、接続事業者は線路設備調査を申し込み、その調査回答を待たなければ、どの程度の期間で納入されるか（敷設できるか、あるいは調達できるか）を把握することはできない。その結果、接続事業者は、ダークファイバを利用したサービスについて、線路設備調査の回答をもらう前に、ユーザから開通見通しについて問い合わせを受けても、ユーザに具体的な提供可能時期を回答することができないため、加入者系光ファイバの納期概算期間情報について開示してほしいとの要望があった。

NTT東日本においては、加入者系光ファイバについて、指定したビル、エリア等における納期概算期間を照会する社内OSSを構築することとしており、同等の情報を接続事業者にも開示することが適当である。

なお、NTT西日本については、これまでどおり個別申込みごとに現地調査等の結果を回答することとしているが、社内OSSとしても保有していない現時点において、これを構築してまで開放すべきということは困難である。

⑤ 加入者系光ファイバの工事の進捗状況の開示

加入者系光ファイバの工事の進捗状況については、現在開示されていないが、接続事業者からは、顧客対応の点から、当該情報が必要であるとの要望があった。

当該工事の進捗状況については、少なくともNTT東日本・西日本において管理している情報を開示することが必要であるが、具体的にどのような項目について情報開示するかということについては、NTT東日本・西日本と接続事業者とで引き続き検討を行い、OSS

Sとして開放する必要がある。

⑥ 費用負担の在り方について

OSSの開放に係るシステムの開発費等の負担については、その開放するOSSの機能がどのように利用されるか精査し、NTT東日本・西日本も含めた受益者負担が原則と考えられる。また、現在行っているOSSの開放の際の費用負担の考え方も考慮することが必要である。

また、OSSを開放するためのシステムの構築等に際して、開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法等に関する情報は、費用負担を行うこととなる接続事業者にとって重要な情報であり、透明性を確保する観点から、NTT東日本・西日本は、接続事業者に対しこれらに関する情報提供を行う必要がある。

ウ 情報の性格上、開示に支障が生じるもの

② ケーブルルート情報

光ファイバについて、ユーザビル等に複数のルートがある場合でも、セキュリティ上問題が生じるおそれがあるため、このような異ルートが存在することは開示されていない。しかし、接続事業者からは、ユーザビル等に複数のルートが存在する場合には分散収容が可能であり、また、自らのネットワーク構築に際しても複数のルートを確保することにより、ユーザに対し、より安定・確実な役務提供をすることから、これを開示してほしいとの要望があった。

セキュリティ上の問題が生じるおそれがある具体的なケーブルルート情報の開示は困難であると考えるが、複数のケーブルルートの有無については、セキュリティ上の問題が生じないと考えられることから、個別要望に対して回答することが適当であると考えられる。

エ 代替的に業務フローの改善により対応できるもの

GC情報のうち、詳細なフロア情報をOSSとして開示することは困難であるということについては、上記イ①及びウ①において述べたとおりである。このような接続事業者からの要望は、当該情報の開示により迅速な役務提供を図りたいとの趣旨であると考えられるが、設計資料の提供時期を現在よりも更に早期化することにより、要望にこたえていくことが適当である。

オ 既存の方法の利用により解決されるもの及び既に解決済みのもの

① 加入者系光ファイバの線路長・コネクタ数の情報

加入者系光ファイバの特性に関する情報のうち、ケーブルごとの伝送損失に関する品質保証値や加入側のPTに関する情報であるPTの設置フロア及びコネクタの種別については、これまで線路設備調査の際に個別に回答されている。接続事業者からは、線路長・コネクタ数の情報に関しては開示されておらず、より正確な伝送損失を把握するためには、これらの情報が必要となる場合があるため、開示してほしいとの要望があった。

これについては、現在の加入者系光ファイバの線路長の範囲であれば、その伝送損失は問題になる程度のものではないとの意見もあり、また、要望も、NTT東日本・西日本から回答される伝送損失に関する品質保証値が大きかった場合に限って必要となるというものであることから、これらの情報をOSSとして開示するよりも、個別の問合せに回答することにより解決できるものと考えられる。

考え方6

①の1回の送信で可能な申込数については、本年5月に300件から500件に拡大されたところであり、更に拡大すべきかどうかについては、今後の申込件数の動向を踏まえ、必要に応じ検討されるべきものと考えられる。

考え方10

名義人情報を開示することによる受益者は、基本的に接続事業者であるが、一方でNTT東日本・西日本でも、DSL接続専用等サービスの提供は手戻りなく円滑に進められること、また、これまで名義人が不一致の場合に116において本人性確認を行っていたところ、このための稼動が減少すると考えられることから、このような点も踏まえた費用負担とすることが適当であると考えられる。

考え方12

システム開発事業者の選定方法や開発費用の算定方法に関する情報について、開示に馴染まない情報や経営上秘匿すべき情報に関する定義が不明であるところ、開示できない場合には、具体的にその理由を付して他事業者に示す必要があると考える。

また、入札手続に支障がある場合を除き、概算費用やその他の情報について可能な限り早急に他事業者に開示すべきである。

考え方21

加入者系光ファイバに関しては、NTT東日本・西日本においても手作業の部分が相当残っているとのことであり、今後、NTT東日本・西日本社内のOSSを構築する際には、接続事業者の意見も踏まえ、接続事業者も利用可能な効率的なOSSを構築し、システムの構築に当たっては、接続事業者とNTT東日本・西日本との同等性の観点を考慮することが必要である。この場合の費用負担についても、NTT東日本・西日本を含めた受益者負担が原則であり、当該OSSの受益者に接続事業者も含まれると考えられる。

加入者系光ファイバの納期概算期間に関し、NTT東日本は、指定したビル、エリア等における納期概算期間を照会する社内OSSを構築することとしており、同等の情報を他事業者にも開示することが適当である。しかし、NTT西日本については、自身のサービス提供のために当該情報を照会する社内OSSを構築する予定はなく、これまでどおり個別申込みごとに現地調査等の結果を回答することとしており、現時点において、これを構築してまで開放すべきということは困難である。

考え方27

NTT東日本・西日本は、NTTコミュニケーション所有のビル内のスペースを借り受け、第一種指定電気通信設備を設置し、当該スペースの一部を他事業者によるコロケーションの用に供している場合がある。NTT東日本・西日本は、このような場合についても情報開示を行うことが適当である。ただし、電力設備については、NTTコミュニケーションズが設置・管理しており、NTTコミュニケーションズの同意なく、当該情報をNTT東日本・西日本が開示することは適当でないと考えられる。